

令和7年度

第11回定例農業委員会会議録

令和8年2月20日 開催

令和8年2月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第11回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第1号

令和7年度 第11回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月20日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和8年2月20日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和8年2月20日 午後1時30分

閉会 令和8年2月20日 午後3時10分 (会期1日)

第1日目 (2月20日)

出席委員 16名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹		
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀				
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

議事録署名委員

15番 長川 富雄 委員、 17番 松内 利和 委員

欠席 13番 福家 範行 委員、 16番 松岡 正広 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長代理 葛西 謙一 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 8 年 2 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 非農地判断について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和8年2月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第11回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は13番 福家 範行 委員、16番 松岡 正広 委員です。

よって、農業委員出席者は、16名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、15番 長川 富雄（ながかわ とみお）委員
17番 松内 利和（まつうち としかず）委員
を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案についてですが、案件第8号に、[REDACTED]委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の案件第8号について説明致します。

議案第1号-8

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 60 万円
申請地： [REDACTED] 田 2,109 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、譲渡人の所有農地は申請地のみであることから手放し農業廃止を考え譲受人に相談したところ、譲受人が取得することで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は自作地が2,122 m²あり、所有農地は全て適切に維持管理されております。また、貸付地が5,187 m²ありますが、これは自身が代表を務める農事組合法人へ貸し付けているものであり、効率的な利用はされているものと判断いたします。

取得後の営農計画としては、水稻・野菜の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は50年、農作業の従事日数は200日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラックが各1台、農舎が150 m²あります。

水稻・野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から0.5 km、車で5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第8号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 150 万円
申請地： ██████████ 畑 667 m² 外1筆 合計 760 m²
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢のため農地の管理に苦慮し手放すことを検討していたところ、近隣で宿泊施設を経営する譲受人との間で話がまとまり本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はなく農作業歴もないものの、耕運機を1台購入予定であるほか、農作業の従事予定日数が300日の予定であり、経営する宿泊施設からも近い距離にあることから管理は可能なものと考えられます。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しており、宿泊施設の料理としての提供や宿泊者の農業体験等としての活用も検討しています。

野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅からは11km、車で15分、宿泊施設からは0.4km、車で3分ほどであり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 特定遺贈
申請地： ██████████ 田 1,428 m² 外13筆 合計 13,445 m²
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、土地所有者が██████████に亡くなり、生前に遺言公正証書を作成していたため、遺言執行人がその公正証書に基づき手続きを行うものです。公正証書の中で申請地については、譲受人に遺贈する旨の記載がされていることから、特定遺贈の際に必要な農業委員会の許可を得るために申請に至りました。

譲受人の経営面積は自作地が33,633 m²、借入地が33,573 m²、合計67,206 m²あり、所有農地は全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻、麦、野菜の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は40年、農作業の従事日数は180日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバインが各2台、耕運機、田植機が各1台、乾燥機が3台あります。

て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、野菜の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は 40 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各 1 台あります。

野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 08 km、車で 10 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-9

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 生前贈与

申請地： [REDACTED] 田 333 m²外 3 筆 合計 1,811 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、譲渡人が体調不良により管理が十分にできないことから、後継者へ生前贈与することで話がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は譲渡人世帯で管理している自作地が 285 m²あり、経営農地は全て適切に維持管理されております。また、本申請地の一部である貸付地 1,526 m²は、生前贈与による所有権移転に合わせて貸借契約を解約しております。

取得後の営農計画としては、水稻の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は 15 年、農作業の従事日数は 250 日で、機械の所有状況については、耕運機 1 台、農舎 80 m²を所有、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各 1 台リース予定です。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 4 km、車で 7 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-10

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 67 万 8 千円

申請地： [REDACTED] 田 2,655 m²外 1 筆 合計 5,383 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、申請地は譲受人が貸借により耕作しており、期間満了による契約更新

■■■■■に、土地所有が高齢のため管理が出来なくなり、現在は山林の様相を呈しております。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第4号-3

地図・写真： ■■■■■ 図面番号 非農地-3
申請地： ■■■■■ 田 148 m² 外 筆 合計 148 m²
現況地目： 農業用施設
利用状況： 農業用施設
申請人： ■■■■■

転用許可不要の届け出が12月24日に提出されております。200 m²未満の農業用施設を設置する場合は農地転用許可不要になり、非農地証明での許可となります。

自宅周辺の農地を営農目的で取得しましたが、自宅の前面道路は歩くには急な坂道で、既存の納屋から農機具を運んでくるのが不便であったので、農機具を保管し農作業の効率化を図るため申請地に農業用施設として物置を設置しました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第4号-4

地図・写真： ■■■■■ 図面番号 非農地-4
申請地： ■■■■■ 田 919 m² 外 4 筆 合計 4,798 m²
現況地目： 山林原野
利用状況： 山林
申請人： ■■■■■

勤務先の関係により町外へ転出し、土地の管理が出来なくなり20年以上経過したため、現在は山林の様相を呈しております。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 5 号農地機構を通じた利用権設定について説明します。

契約件数： 91 件 合計 100,094 m²
新規契約： 1～4、24～25、36～40、44～91 番 59 件 65,991 m²
更新契約： 5～14、21、32～35、41～43 番 18 件 18,761 m²
移転・再貸付： 15～20、22～23、26～31 番 14 件 15,342 m²

貸付先としましては、1 番を [] へ、2～3 番を [] 氏へ、4 番を []
[] へ、5～14 番を [] 氏へ、15～21 番を [] 氏へ、22～31 番を []
[] 氏へ、32～34 番を [] 氏へ、35 番を [] へ、36～40 番を [] 氏
へ、41～42 番を [] へ、43～44 番を [] 氏へ、45～46 番を [] 氏
へ、47～49 番を [] 氏へ、50～51 番を [] 氏へ、52～61 番を [] 氏へ、62～64 番を
[] へ、65～68 番を [] 氏へ、69 番を [] 氏へ、70～79 番を []
[] 氏へ、80～82 番を [] 氏へ、83 番を [] 氏へ、84～88 番を [] 氏へ、89 番を []
[] 氏へ、90～91 番を [] 氏へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願います。

議長

議案第 5 号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について、事務局より説明を願います。

事務局

農業経営改善計画の認定について説明します。今月は、更新 9 件の申請がありました。案件第 1 号から順に、説明します。

議案第 6 号-1 (更新)

申請者 : []
住所 : []
生年月日 : []
作目・部門名 : (R13 目標) 別紙のとおり
農業経営等に関する目標 : (R13 目標)

目標所得 : 500 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

炭疽病やうどんこ病などが発生しており、収量が不安定である。専門家の指導のもと病害虫防除など栽培技術の向上により品質と収量を確保する。遠隔操作ができるコントローラーを導入し、効率化を図る。臨時雇用の活用により労働力不足を補い効率化を図る。家族経営協定の締結を行っている。必要に応じて見直しを行う。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議案第 6 号-2 (更新)

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
生年月日 : [REDACTED]
作目・部門名 : (R13 目標) 別紙のとおり
農業経営等に関する目標 : (R13 目標)
目標所得 : 1,000 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

基盤整備により農地を集積し、効率化を図る。高性能機械を活用し効率的な生産を目指す。慢性的な労働力不足を臨時雇用の有効活用を図りながら解消していく。また、農福連携で作業の役割分担の明確化により効率的な生産体制を構築していく。後継者の育成に努める。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議案第 6 号-3 (更新)

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
生年月日 : [REDACTED]
作目・部門名 : (R13 目標) 別紙のとおり
農業経営等に関する目標 : (R13 目標)
目標所得 : 370 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

現在は、経営規模と労働力とのバランスが取れているが、周辺地域での基盤整備の話が進んでおり、事業完了後には麦類の規模拡大も視野に入れている。収穫期は様々な作業が重なり多忙である。経営の合理化を図るため、家族経営協定を締結し役割分担を明確化して効率化を図っている。今後は必要に応じて家族経営協定を見直すとともに、臨時雇用の有効活用を行う。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議案第 6 号-4 (更新)

うことで、生産量の増加を図りたい。売り先を一つでも多く見つけ平均単価を上げる。後継者等経営継承に不安があり、経営継承について第三者継承も含めて検討していく。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、追加議案として議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第7号非農地判断について説明いたします。

まず非農地について、説明いたします。非農地とは、すでに森林の様相を呈するなど、農業用の利用の増進を図ることが見込まれない農地であり、具体的には、登記簿上の地目は田畑となっているものの、現状は山林や原野化し再び農地に復元することが困難な農地のことを言います。

農業委員会が毎年実施している農地利用状況調査において、再生困難な農地（荒廃農地B分類：赤）はことらと同じこととなります。

再生困難な農地は市町の手続きで非農地判断を進めることとなっており、一度にすべては実施できないことから今年度は記載の農地について実施するものです。

【対象農地】

筆数：57筆

面積：47,192㎡

それぞれの現状は写真のとおりです。



いずれの農地も山林化しており、非農地判断を行ったとしても問題ないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は6件です。

報告1-1

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
申請地：[REDACTED] 田 333 m²外2筆 合計 1,526 m²
解約日：令和8年1月26日

所有権移転のための利用権の解約で、離作補償はありません。
所有権移転の申請については、今月の議案第1号にて審議しております。

報告1-2

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
申請地：[REDACTED] 田 1,820 m²外3筆 合計 8,030 m²
解約日：令和8年1月31日

労力不足による解約で、離作補償はありません。

続きまして案件第3号ですが、案件第4号と関連する案件ですので一括で説明いたします。

報告1-3、4

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
申請地：[REDACTED] 田 46 m²外8筆 合計 7,849 m²
解約日：令和8年1月15日

所有権移転のための解約で、離作補償はありません。
所有権移転の申請については、今月の議案第1号にて審議しており、公正証書に基づく特定遺贈のために必要となる解約を、遺言執行人が手続きするものです。

報告 1-5

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 2,182 m²

解約日：令和 8 年 1 月 31 日

転用目的による解約で、離作補償はありません。

報告 1-6

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 2,097 m²

解約日：令和 8 年 1 月 31 日

転用目的による解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第 1 号の第 8 号を除く、第 1 号議案から第 7 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第11回定例農業委員会を閉会いたします。

午後3時10分

閉会